

立入検査事項	確認項目	根拠
1. 資格		
【水道技術管理者】		
①水道技術管理者は資格要件を満たす者が選任されているか。	(1)水道技術管理者は選任されているか。 (2)水道技術管理者は資格要件を満たしているか。	○法第19条第1項(水道技術管理者) 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担わせるため、水道技術管理者1人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを要しない。 ○法第31条(準用) (略)第19条(略)の規定は、水道用供水給排水事業について準用する。(略) ○法第19条第3項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第19条(略)の規定は、水道用供水給排水事業について準用する。(略)これらの規定に關し必要な技術的調整は、政令で定める。 ○施行令第5条(水道技術管理者の資格) 法第19条第3項に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。(略) ○施行令第10条(水道用供水給排水事業について適用する法の規定の調整) 法第31条の規定による技術的調整は、次のとおりとする。 読み替える規定 読み替えられる字句 読み替える字句 第19条第2項第2号 第13条第1項 第31条において準用する第13条第1項 第19条第2項第4号 次条第1項 第31条において準用する次条第1項 第19条第2項第5号 第21条第1項 第31条において準用する第21条第1項 第19条第2項第6号 第22条 第31条において準用する第22条 第19条第2項第7号 第23条第1項 第31条において準用する第23条第1項 ○施行規則第14条(水道技術管理者の資格) 令第5条第1項第4号の規定により同項第2号及び第3号と同等の以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。(略)
②水道技術管理者は水道の管理を適正に実施可能な業務、体制、情報管理体制が整っているか。	(1)組織として水道技術管理者が業務を適正に実施することが可能な業務、体制、情報管理体制が整っているか。 ○水道技術管理者となる者の条件(設備等)、資格、技能が明確に定められているか。 ○当該水道の規模、用途等に対応する十分な技能、経験を有し、水道技術管理者の職務を遂行する上	○平14年水産第0327001号(国長通知)「水道法の施行について」第4の1 水道技術管理者は、水道の管理の中心担当者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、用途等に適合する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要である。

	で適切な者を選定しているか。 ○水道技術管理者の決断権を設けているか。	
③水道技術管理者は水道の管理に必要となる業務を適切に実施しているか。	(1)水道技術管理者は法第19条第2項各号に掲げる事項に関する業務に従事し、及びこれらの業務に従事する他の職員を監督しているか。 ○監督の方法が適切か。 ○指導者の決断権に押印がある等、監督しているかどうか確認できるか。 ○水道技術管理者が所属している部署の業務だけでなく、他の部署の業務についても上記の事項の全てについて監督しているか。 (2)補助者が従事している場合は規則等で明確に位置付けられているか。	○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する業務に従事し、及びこれらの業務に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 2 第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査 3 給水装置の検査及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査 4 次条第1項の規定による水質検査 5 第21条第1項の規定による健康診断 6 第22条の規定による衛生上の措置 7 第23条第1項の規定による給水の緊急停止 8 第27条第1項の規定による給水の緊急停止 ○法第31条(準用) (略)第19条(略)の規定は、水道用供水給排水事業について準用する。(略)
【布設工事監督者】		
④布設工事の監督者は適切に指名されているか。	(1)布設工事監督者は適切に指名されているか。 ○布設工事監督者となる職員に対して文書で正式に指名されているか。	○法第12条第1項(技術者による布設工事の監督) 水道事業者は、水道の布設工事を目録施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委託して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。 ○法第31条(準用) 第11条から第13条まで、(略)の規定は、水道用供水給排水事業について準用する。(略) ○水道法違反第10条(法第12条関係) 指名は、書面形式を用いることもあるが、必ずしも形式は問われない。監督する工事の範囲と本条による技術上の監督を担任する者であることが明らかにされていなければならない。 ○同44年水産第9059号(国長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」(1) 水道施設の工事監督については、水道法第12条の規定により、水道の布設工事を実施する場合には、資格を有する監督者を指名し又は委託して、技術上の監督業務を行わせなければならないとされているので、これを遵守すること。(略)
⑤工事監督業務を委託している場合は責任区分が明確となっているか。	工事監督業務を第三者に委託している場合は、責任区分が明確となっているか。 ○工事の監督業務を当該工事実施者あるいは工事実施者の親用者に委託していないか。	○法第12条第1項(技術者による布設工事の監督) 水道事業者は、水道の布設工事を目録施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委託して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。 ○法第31条(準用) 第11条から第13条まで、(略)の規定は、水道用供水給排水事業について準用する。(略) ○水道法違反第10条(法第12条関係) 資格を有する第三者に委託する場合、当該工事の責任者あるいは責任者の被用者に委託して監督業務を行わせることはできない。責任者は、水道事業者との利害が対立する者であって、本条で規定する第三者ではないからである。 ○同37年水産第5号(国長通知)「水道の布設工事の監督の強化と事業認可の申請等について」 1 水道事業者において資格ある技術職員を有しない場合は、第三者に委託して工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならないが、この委託の責任を明らかにするための当初の設計者に一貫して監督業務まで行わせることが望ましい。
【その他】		
⑥研修、講習等は行っているか。	(1)職員の技術向上と資格要件を満たす技術者を育成するための研修、講習等を実施し、又は参加しているか。(日本水道協会等が主催する研修、講習等への参加を含む) (2)水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための取組みを行っているか。	○平17年水産第1017001号(国長通知)「地域水道ビジョンの作成について」地域水道ビジョンの手引き」3.5(1)① 水道事業者の運営に必要な技術レベルを維持するため、技術職員の数又は全職員に対する研修、研修時間等に關し、目標を設定する。 ○平17年水産第1017001号(国長通知)「地域水道ビジョンの作成について」地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・職員の研修、人事制度の見直し、職員の意識改革等による人材の強化 ○平17年水産第1017001号(国長通知)「地域水道ビジョンの作成について」地域水道ビジョンの手引き」3.5(1)② 水道事業者の運営に必要な技術レベルを維持するため、技術職員の数又は全職員に対する研修、研修時間等に關し、目標を設定する。 ○平17年水産第1017001号(国長通知)「地域水道ビジョンの作成について」地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・職員の研修、人事制度の見直し、職員の意識改革等による人材の強化

2. 認可等

【認可】

①施設の認可内容と整合はとれている
※(参考)平成19年度
報告書 様式1-1-3

(1)事業認可内容と実際の施設との整合はとれているが、また、事業認可内容と実際の施設が異なる場合、その理由は何か。

○法第7条(認可の申請)

- 水道事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 第1項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 給水区域、給水人口及び給水量
 - 水道施設の概要
 - 給水開始の予定年月日
 - 工事費の予定総額及びその予定財源
 - 給水人口及び給水量の算出根拠
 - 経費収支の概要
 - 料金、給水事業の費用の負担区分その他の供給条件
 - その他厚生労働省令で定める事項
- 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。(略)

○法第8条(認可基準)

- 水道事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えられない。
 - 当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。
 - 当該水道事業の計画が現実かつ合理的であること。
 - 水道施設の工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合すること。
 - 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。
 - 供給条件が第14条第2項各号に掲げる条件に適合すること。
 - 地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足る経済的基礎があること。
 - その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。
- 前項各号に規定する基準を適用するに必要となる技術的細目は、厚生労働省令で定める。

○法第9条(附則)

- 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道事業経営の認可を与える場合には、これに必要な期間又は条件を附することができる。
- 前項の期間又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該水道事業の確実な遂行を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該水道事業者に不当な負担を課することとなるものであってはならない。

○法第26条(事業の認可)

水道用水供給事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

○法第27条(認可の申請)

- 水道用水供給事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 第1項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 給水対象及び給水量
 - 水道施設の概要
 - 給水開始の予定年月日
 - 工事費の予定総額及びその予定財源
 - 経費収支の概要

○法第28条(認可基準)

- 水道事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えられない。
 - 当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。
 - 当該水道事業の計画が現実かつ合理的であること。
 - 水道施設の工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合すること。
 - 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。
 - 供給条件が第14条第2項各号に掲げる条件に適合すること。
 - 地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足る経済的基礎があること。
 - その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。
- 前項各号に規定する基準を適用するに必要となる技術的細目は、厚生労働省令で定める。

○法第29条(附則)

- 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道事業経営の認可を与える場合には、これに必要な期間又は条件を附することができる。
- 前項の期間又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該水道事業の確実な遂行を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該水道事業者に不当な負担を課することとなるものであってはならない。

○法第26条(事業の認可)

水道用水供給事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

○法第27条(認可の申請)

- 水道用水供給事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 第1項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 給水対象及び給水量
 - 水道施設の概要
 - 給水開始の予定年月日
 - 工事費の予定総額及びその予定財源
 - 経費収支の概要

○法第28条(認可基準)

- 水道事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えられない。
 - 当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。
 - 当該水道事業の計画が現実かつ合理的であること。
 - 水道施設の工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合すること。
 - 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。
 - 供給条件が第14条第2項各号に掲げる条件に適合すること。
 - 地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足る経済的基礎があること。
 - その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。
- 前項各号に規定する基準を適用するに必要となる技術的細目は、厚生労働省令で定める。

○法第29条(附則)

- 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道事業経営の認可を与える場合には、これに必要な期間又は条件を附することができる。
- 前項の期間又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該水道事業の確実な遂行を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該水道事業者に不当な負担を課することとなるものであってはならない。

○法第26条(事業の認可)

水道用水供給事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

○法第27条(認可の申請)

- 水道用水供給事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 第1項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 給水対象及び給水量
 - 水道施設の概要
 - 給水開始の予定年月日
 - 工事費の予定総額及びその予定財源
 - 経費収支の概要

○法第28条(認可基準)

- 水道事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えられない。
 - 当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。
 - 当該水道事業の計画が現実かつ合理的であること。
 - 水道施設の工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合すること。
 - 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。
 - 供給条件が第14条第2項各号に掲げる条件に適合すること。
 - 地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足る経済的基礎があること。
 - その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。
- 前項各号に規定する基準を適用するに必要となる技術的細目は、厚生労働省令で定める。

○法第29条(附則)

- 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道事業経営の認可を与える場合には、これに必要な期間又は条件を附することができる。
- 前項の期間又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該水道事業の確実な遂行を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該水道事業者に不当な負担を課することとなるものであってはならない。

- その他厚生労働省令で定める事項
- 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。(略)

○法第28条(認可基準)

- 水道用水供給事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えられない。
 - 当該水道用水供給事業の計画が現実かつ合理的であること。
 - 当該水道施設の工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合すること。
 - 地方公共団体以外の者の申請に係る水道用水供給事業にあつては、当該事業を遂行するに足る経済的基礎があること。
 - その他当該水道用水供給事業の開始が公益上必要であること。
- 前項各号に規定する基準を適用するに必要となる技術的細目は、厚生労働省令で定める。

○法第29条(附則)

- 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道用水供給事業経営の認可を与える場合には、これに必要な条件を附することができる。
- 第2項第2号の規定は、前項の条件について準用する。

○施行規則第1条の2(認可申請書の添付書類等)(略)

○施行規則第2条(事業計画書の記載事項)

- 法第7条第1項第5号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - 工事費の算出根拠
 - 借入金償還方法
 - 料金の算出根拠
 - 給水事業の費用の負担区分を定めた根拠及びその算出方法
- 法第28条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第1号に定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 当該水道事業の開始が、当該水道事業に係る区域における不特定多数の者の健康に支障を及ぼすものであること。
 - 当該水道事業の開始が、需要者の意向を踏まえたものであること。

○施行規則第3条(法第8条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第1号に定めるものは、次に掲げるものとする。)

- 給水区域が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。
- 給水区域が、水道の整備が行われていない区域の解消及び同一の市町村の統廃合の水道事業との統合について配慮して設定されたものであること。
- 給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
- 給水人口が、過去の用途別の給水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
- 給水人口、給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、概算収支が適切に設定できるような期間が設定されたものであること。
- 工事費の算出、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが現実かつ合理的なものであること。
- 水質検査、事故等の対応管理の共同化について配慮されたものであること。
- 広域的な水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。

○施行規則第4条(法第8条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第2号に定めるものは、次に掲げるものとする。)

- 給水区域が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。
- 給水区域が、水道の整備が行われていない区域の解消及び同一の市町村の統廃合の水道事業との統合について配慮して設定されたものであること。
- 給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
- 給水人口が、過去の用途別の給水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
- 給水人口、給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、概算収支が適切に設定できるような期間が設定されたものであること。
- 工事費の算出、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが現実かつ合理的なものであること。
- 水質検査、事故等の対応管理の共同化について配慮されたものであること。
- 広域的な水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。

○施行規則第5条(法第8条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第3号に定めるものは、次に掲げるものとする。)

- 給水区域が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。
- 給水区域が、水道の整備が行われていない区域の解消及び同一の市町村の統廃合の水道事業との統合について配慮して設定されたものであること。
- 給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
- 給水人口が、過去の用途別の給水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
- 給水人口、給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、概算収支が適切に設定できるような期間が設定されたものであること。
- 工事費の算出、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが現実かつ合理的なものであること。
- 水質検査、事故等の対応管理の共同化について配慮されたものであること。
- 広域的な水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。

○施行規則第6条(法第8条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第4号に定めるものは、次に掲げるものとする。)

- 給水区域が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。
- 給水区域が、水道の整備が行われていない区域の解消及び同一の市町村の統廃合の水道事業との統合について配慮して設定されたものであること。
- 給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
- 給水人口が、過去の用途別の給水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
- 給水人口、給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、概算収支が適切に設定できるような期間が設定されたものであること。
- 工事費の算出、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが現実かつ合理的なものであること。
- 水質検査、事故等の対応管理の共同化について配慮されたものであること。
- 広域的な水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。

○施行規則第7条(法第8条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第5号に定めるものは、次に掲げるものとする。)

- 給水区域が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。
- 給水区域が、水道の整備が行われていない区域の解消及び同一の市町村の統廃合の水道事業との統合について配慮して設定されたものであること。
- 給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
- 給水人口が、過去の用途別の給水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
- 給水人口、給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、概算収支が適切に設定できるような期間が設定されたものであること。
- 工事費の算出、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが現実かつ合理的なものであること。
- 水質検査、事故等の対応管理の共同化について配慮されたものであること。
- 広域的な水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。

○施行規則第8条(法第8条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第6号に定めるものは、次に掲げるものとする。)

- 給水区域が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。
- 給水区域が、水道の整備が行われていない区域の解消及び同一の市町村の統廃合の水道事業との統合について配慮して設定されたものであること。
- 給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
- 給水人口が、過去の用途別の給水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
- 給水人口、給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、概算収支が適切に設定できるような期間が設定されたものであること。
- 工事費の算出、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが現実かつ合理的なものであること。
- 水質検査、事故等の対応管理の共同化について配慮されたものであること。
- 広域的な水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。

○施行規則第9条(法第8条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第7号に定めるものは、次に掲げるものとする。)

- 給水区域が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。
- 給水区域が、水道の整備が行われていない区域の解消及び同一の市町村の統廃合の水道事業との統合について配慮して設定されたものであること。
- 給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
- 給水人口が、過去の用途別の給水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
- 給水人口、給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、概算収支が適切に設定できるような期間が設定されたものであること。
- 工事費の算出、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが現実かつ合理的なものであること。
- 水質検査、事故等の対応管理の共同化について配慮されたものであること。
- 広域的な水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。

○法第11条(事業の中止及び廃止)

- 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業者の全部又は一部を廃止し、又は廃止してはならない。ただし、その水道事業者の全部又は一部の事業を譲渡するときは、この限りでない。
- 前項ただし書の場合においては、水道事業者は、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

○法第31条(運用)

- 第11条(前)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、第11条第1項中「水道事業者」とあるのは「水道用水供給事業者」と、「水道事業者」とあるのは「水道用水供給事業者」と(略)読み替える(略)。
- 第14条(水道法第22条第1項(水道法の施行について)第1項)第3号「水道用水供給事業者は、水道用水を供給する事業であり、分水については適用除外とする旨規定されているが、これは水道事業者又は専用水道の設置者が当該分水の分水をその主たる目的とし、分水を供給するものである」とあり、水道用水の供給が一時的なものでなく継続する事業として実施される場合については、併せて水道用水供給事業としての認可が必要である。

○法第50条(水道事業の認可の手引) 参考2(1)

- なお、他の水道事業者への分水の分水は、それ自体、水道の認可を要しないが、分水を行うとする水道事業者が当該分水の分水を恒久的に行おうとする場合は、その部分について水道用水供給事業となるので、併せて、水道用水供給事業の認可が必要となる。(参考)第21「全国水道法施行規則」資料(注釈)

○法第50条(水道事業の認可の手引) 参考2(2)

- 分水については、水道法において水道用水供給事業の適用除外とする旨規定されているが、当時の様々な事情により追加水道事業者からの依頼を受けた水道事業者が、一時的な措置として、両者の任意契約により、分水を分水することとしたというものが、その背景にあったものと見られる。
- その一方で、分水は、当該分水の供給を受ける地域の事業者に対して安全かつ安定に供給するために遵守されるべき様々な水道法上の規定(水質管理・水道施設維持管理・危機管理等)に関する責任の所在が不明確な状態にある。
- 水道事業においては、高度成長期を中心に集中的に整備された水道施設の老朽化が進展し、更新需要が今後大幅に増加していく中で、施設の維持管理・更新・再構築に向けた計画的な対策の重要性がこれまで以上に高くなっており、また、施設の老朽化が災

○法第50条(水道事業の認可の手引) 参考2(3)

- 分水については、水道法において水道用水供給事業の適用除外とする旨規定されているが、当時の様々な事情により追加水道事業者からの依頼を受けた水道事業者が、一時的な措置として、両者の任意契約により、分水を分水することとしたというものが、その背景にあったものと見られる。
- その一方で、分水は、当該分水の供給を受ける地域の事業者に対して安全かつ安定に供給するために遵守されるべき様々な水道法上の規定(水質管理・水道施設維持管理・危機管理等)に関する責任の所在が不明確な状態にある。
- 水道事業においては、高度成長期を中心に集中的に整備された水道施設の老朽化が進展し、更新需要が今後大幅に増加していく中で、施設の維持管理・更新・再構築に向けた計画的な対策の重要性がこれまで以上に高くなっており、また、施設の老朽化が災

○法第50条(水道事業の認可の手引) 参考2(4)

- 分水については、水道法において水道用水供給事業の適用除外とする旨規定されているが、当時の様々な事情により追加水道事業者からの依頼を受けた水道事業者が、一時的な措置として、両者の任意契約により、分水を分水することとしたというものが、その背景にあったものと見られる。

○法第50条(水道事業の認可の手引) 参考2(5)

- 分水については、水道法において水道用水供給事業の適用除外とする旨規定されているが、当時の様々な事情により追加水道事業者からの依頼を受けた水道事業者が、一時的な措置として、両者の任意契約により、分水を分水することとしたというものが、その背景にあったものと見られる。

		害や事故等への脆弱性を高め、災害時の被害を招く可能性が大きい。関係者への安全かつ安定的な水の供給の確保に対する責任を要し、持続可能な水道事業を確立するためには、これらの重要な課題に対する円滑かつ計画的な対応が非常に重要である。 これらの状況を踏まえ、水道事業者においては、当該分水地域の関係者への水の供給に支障を生じさせないことを大前提とし、分水に隣接する関係者の存在を明確にした上で、分水の質、水量等の水利用状況等を踏まえつつ、法的措置が可能な形で整備できる。関係する水道事業者等間の十分協議・協議を通じて共同調整や合意形成を図り、大規模施設更新・危機管理対策、広域化施設等の様々な機会を捉えて、分水の質の向上に向けた計画的に取り組んでいただくようお願いする。 分水地域の関係者には、分水に隣接する関係者における既設水道用水供給施設からの受水、被分水道事業者における既設水道用水供給施設整備、分水事業者における水道用水供給事業の創設、分水事業者の分水区域への分水区域編入、被分水道事業者から分水事業者への第三者委託、分水事業者及び被分水道事業者間の水道事業統合等が考えられるが、それぞれの分水事業によって、その質や経路、分水の利用形態、地理的条件等が異なるため、採るべき方法を一律に定めることは適当ではなく、分水に係る施設の状況等を踏まえた上で、関係水道事業者等間の十分な協議・協議を通じ、各事業に合わせた最適な解決方法の検討を進めていただくようお願いする。 都道府県におかれては、都道府県認可の水道事業者に対しての周知、助言及び指導をお願いする。			(3) 給水人口の増加 水道事業者は、給水人口が計画給水人口を上回ることが予測される場合には、予め計画給水人口の増加について認可を受けなければならない。 (4) 給水量の増加 需要量の増加により、計画給水人口の範囲内では十分な給水量が確保されないことが予測される場合には、予め計画給水量の増加について認可を受ける必要がある。 (5) 水源の種類の変更 水源の種類の変更とは、工事設計書に記載された水源の種類の区分を変更することをいう。(例) なお、あるは別の水源を確保すること自体は、水源の種類の区分に当たらないが、これに伴い既設水源となる種類の水源を捨てる場合は、変更認可が必要である。 (6) 取水地点の変更 取水地点とは、工事設計書に記載され、かつ、水道施設の位置を明らかにする地図(原則第3条第8号)に示された取水地点である。取水地点の変更は、地質、地名、認可申請書添付書類等によって特定された地点を変更(取水地点を増加させることを含む)する場合のほか、地下水位の変動等による取水地点の変更の場合も含まれるが、取水地点の廃止、他の取水地点の取水地点の位置変更は取水地点の変更には当たらない。なお、井戸の設置を変更することによって、水源の種類が同時に変更される場合は、水源の種類の変更として扱うものとする。 (7) 浄水方法の変更 浄水方法の変更とは、工事設計書に記載された浄水処理の工程に変更を加えること、または、沈砂池や過剰槽の形式を変更することにより、当該施設の処理能力又は処理能力に支障を及ぼさない限り、浄水処理工程の変更の旨を認めること。(例) ○平15(平成15年)「市町村合併に伴う水道事業認可及び合併について」 水道用水供給事業の給水対象である水道事業者が給水対象でない水道事業者と市町村合併を行うことは、当該水道用水供給事業に係る「給水対象の増加」に該当しないものであること。
②認可を受けるべき事業の変更を行っていないか。 (参考) 平成18年度報告書(様式1、様式3)	(1) 事業の変更の認可を受けているか。 ただし、水源の種類、取水地点又は浄水方法の変更であって、当該変更に関する工事費の総額が1億円以下であるものについては、あらかじめ都道府県知事に変更認可申請が行われているか。 (参考) 井戸の設置等も異なる等水質等であれば取水地点の変更となる場合がある。	○法第10条(事業の変更) 1 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき(次の各号のいずれかに該当するものを除く)は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければならない。当該認可を受けることができる。この場合において、(1)その変更が厚生労働省令で定める経緯なものであるとき、(2)その変更が他の水道事業者の全部を譲り受けることに伴うものであるとき、2 前3条の規定は、前項の認可について準用する。 ○法第30条(事業の変更) 1 水道事業者は、給水対象若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき(次の各号のいずれかに該当するものを除く)は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 (1)その変更が厚生労働省令で定める経緯なものであるとき、 (2)その変更が他の水道事業者の全部を譲り受けることに伴うものであるとき、2 前3条の規定は、前項の認可について準用する。 ○施行令第11条第1項(都道府県知事の承認) 給水人口が5千人を超える水道事業(給水対象水道事業に係る)又は1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業の水源の種類、取水地点又は浄水方法の変更であつて、当該変更に関する工事費の総額が1億円以下であるものに係る法第10条第1項又は第30条第1項の規定による厚生労働大臣の承認に該当する事項は、都道府県知事が行うものとする。 ○施行令第8条(変更認可申請書の添付書類等) (略) ○附則「水道事業等の認可の平則」(参考) 2 (1) 給水区域の拡張 水道事業者は、給水区域外の関係者(専用水道、工場等を含む)に対して給水を行うようとするときは、当該関係者を給水区域に含むよう、給水区域の拡張について認可を受けなければならない。(略) (2) 給水対象の増加 水道用水供給事業者は、既設の事業計画で給水対象とされていない水道事業者に供給を行うようとする場合は、変更認可を受けなければならない。	(2) 変更認可を要しない変更については、あらかじめ届出書が提出されているか。 (参考) 変更認可を要しない場合 ①経緯な変更 ・水道施設(送水施設)内径が250mm以下の送水管及びその附属設備(ポンプを含む)に限る。並びに配水施設を除く。の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更、(施行規則第7条の2各号に該当するものを除く。) ②他の水道事業者の全部を譲り受けることに伴うもの	(2) 変更認可を要しない変更については、あらかじめ届出書が提出されているか。 (参考) 変更認可を要しない場合 ①経緯な変更 ・水道施設(送水施設)内径が250mm以下の送水管及びその附属設備(ポンプを含む)に限る。並びに配水施設を除く。の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更、(施行規則第7条の2各号に該当するものを除く。) ②他の水道事業者の全部を譲り受けることに伴うもの	○法第10条(事業の変更) 1 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき(次の各号のいずれかに該当するものを除く)は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければならない。当該認可を受けることができる。この場合において、(1)その変更が厚生労働省令で定める経緯なものであるとき、(2)その変更が他の水道事業者の全部を譲り受けることに伴うものであるとき、2 前3条の規定は、前項の認可について準用する。 ○法第30条(事業の変更) 1 水道事業者は、給水対象若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき(次の各号のいずれかに該当するものを除く)は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければならない。当該認可を受けることができる。この場合において、(1)その変更が厚生労働省令で定める経緯なものであるとき、(2)その変更が他の水道事業者の全部を譲り受けることに伴うものであるとき、2 前3条の規定は、前項の認可について準用する。 ○施行規則第8条の2(事業の変更の認可を要しない経緯な変更) 1 水道用水供給事業者は、給水対象若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき(次の各号のいずれかに該当するものを除く)は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければならない。当該認可を受けることができる。この場合において、(1)その変更が厚生労働省令で定める経緯なものであるとき、(2)その変更が他の水道事業者の全部を譲り受けることに伴うものであるとき、2 前3条の規定は、前項の認可について準用する。 ○施行規則第11条第1項(都道府県知事の承認) 給水人口が5千人を超える水道事業(給水対象水道事業に係る)又は1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業の水源の種類、取水地点又は浄水方法の変更であつて、当該変更に関する工事費の総額が1億円以下であるものに係る法第10条第1項又は第30条第1項の規定による厚生労働大臣の承認に該当する事項は、都道府県知事が行うものとする。
		1. 水道施設(送水施設)内径が250mm以下の送水管及びその附属設備(ポンプを含む)に限る。並びに配水施設を除く。の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であつて次の各号のいずれかに該当しないものとする(ただし、水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水人口のみが増加する場合においては、口及び口の径は適用しない。) (1) 変更後の給水区域が給水区域と重複するものであるとき、 (2) 変更後の給水人口が法第10条第1項又は第30条第1項の規定により事業計画に記載した給水人口(法第10条第1項又は第30条第1項の規定により給水人口の変更(関係第1項第1号に該当するものを除く)を行ったときは、直近の変更後の給水人口とをいう。次号において同じ)との差が6千人を超えるものであること、 (3) 変更後の給水人口と認可給水人口の差が認可給水人口の百分の1を超えるものであること、 (4) 変更後の給水量と認可給水量(法第7条第4項の規定により事業計画に記載した給水量(法第10条第1項又は第30条第1項の規定により給水量の変更(関係第1項第1号に該当するものを除く)を行ったときは、直近の変更後の給水量とをいう。次号において同じ)との差が2,500立方メートルを超えるものであること、 (5) 変更後の給水量と認可給水量との差が認可給水量の百分の1を超えるものであること、 2. 現在の給水量が認可給水量を超える事業における水道施設の整備を伴う変更のうち、次に掲げるいずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更を行うもの。 (1) 普通濾過池 (2) 高圧濾過池 (3) 高速濾過池 (4) 急速濾過池 (5) 逆浸透膜 (6) エアレーション設備 (7) 除鉄設備 (8) 除マンガン設備 ○施行規則第8条の2(事業の変更の届出) 法第10条第3項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。(略) ○施行規則第51条の4(事業の変更の認可を要しない経緯な変更) 法第30条第1項第1号の厚生労働省令で定める経緯な変更は、次のいずれかの変更とする。 1. 給水対象又は給水量の増加に係る変更であつて、次の各号のいずれにも該当しないもの。 (1) 変更後の給水量と認可給水量(法第7条第4項の規定により事業計画に記載した給水量(法第10条第1項又は第30条第1項の規定により給水量の変更(関係第1項第1号に該当するものを除く)を行ったときは、直近の変更後の給水量とをいう。2及び次号において同じ)との差が2,500立方メートルを超えるものであること、 (2) 変更後の給水量と認可給水量との差が認可給水量の百分の1を超えるものであること、 2. 現在の給水量が認可給水量を超える事業における、次に掲げるいずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更を行うもの。 (1) 普通濾過池 (2) 高圧濾過池 (3) 高速濾過池 (4) 急速濾過池 (5) 逆浸透膜 (6) エアレーション設備	○各関係届出は適正になされているか。 (1) 記載事項変更届は適切に届出されているか。 (注) 市町村合併に伴い、新市長が就任するまでの間の事務代理の届出 (2) 給水開始届は適切に届出されているか。 (3) 料金変更届は適切に届出されているか。	(1) 記載事項変更届は適切に届出されているか。 (注) 市町村合併に伴い、新市長が就任するまでの間の事務代理の届出 (2) 給水開始届は適切に届出されているか。 (3) 料金変更届は適切に届出されているか。	(1) 給水人口の増加 水道事業者は、給水人口が計画給水人口を上回ることが予測される場合には、予め計画給水人口の増加について認可を受けなければならない。 (2) 給水量の増加 需要量の増加により、計画給水人口の範囲内では十分な給水量が確保されないことが予測される場合には、予め計画給水量の増加について認可を受ける必要がある。 (3) 水源の種類の変更 水源の種類の変更とは、工事設計書に記載された水源の種類の区分を変更することをいう。(例) なお、あるは別の水源を確保すること自体は、水源の種類の区分に当たらないが、これに伴い既設水源となる種類の水源を捨てる場合は、変更認可が必要である。 (4) 取水地点の変更 取水地点とは、工事設計書に記載され、かつ、水道施設の位置を明らかにする地図(原則第3条第8号)に示された取水地点である。取水地点の変更は、地質、地名、認可申請書添付書類等によって特定された地点を変更(取水地点を増加させることを含む)する場合のほか、地下水位の変動等による取水地点の変更の場合も含まれるが、取水地点の廃止、他の取水地点の取水地点の位置変更は取水地点の変更には当たらない。なお、井戸の設置を変更することによって、水源の種類が同時に変更される場合は、水源の種類の変更として扱うものとする。 (5) 浄水方法の変更 浄水方法の変更とは、工事設計書に記載された浄水処理の工程に変更を加えること、または、沈砂池や過剰槽の形式を変更することにより、当該施設の処理能力又は処理能力に支障を及ぼさない限り、浄水処理工程の変更の旨を認めること。(例) ○平15(平成15年)「市町村合併に伴う水道事業認可及び合併について」 水道用水供給事業の給水対象である水道事業者が給水対象でない水道事業者と市町村合併を行うことは、当該水道用水供給事業に係る「給水対象の増加」に該当しないものであること。 ○法第10条(事業の変更) 1 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき(次の各号のいずれかに該当するものを除く)は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければならない。当該認可を受けることができる。この場合において、(1)その変更が厚生労働省令で定める経緯なものであるとき、(2)その変更が他の水道事業者の全部を譲り受けることに伴うものであるとき、2 前3条の規定は、前項の認可について準用する。 ○法第30条(事業の変更) 1 水道事業者は、給水対象若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき(次の各号のいずれかに該当するものを除く)は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければならない。当該認可を受けることができる。この場合において、(1)その変更が厚生労働省令で定める経緯なものであるとき、(2)その変更が他の水道事業者の全部を譲り受けることに伴うものであるとき、2 前3条の規定は、前項の認可について準用する。 ○施行規則第8条の2(事業の変更の認可を要しない経緯な変更) 1 水道用水供給事業者は、給水対象若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき(次の各号のいずれかに該当するものを除く)は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければならない。当該認可を受けることができる。この場合において、(1)その変更が厚生労働省令で定める経緯なものであるとき、(2)その変更が他の水道事業者の全部を譲り受けることに伴うものであるとき、2 前3条の規定は、前項の認可について準用する。 ○施行規則第11条第1項(都道府県知事の承認) 給水人口が5千人を超える水道事業(給水対象水道事業に係る)又は1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業の水源の種類、取水地点又は浄水方法の変更であつて、当該変更に関する工事費の総額が1億円以下であるものに係る法第10条第1項又は第30条第1項の規定による厚生労働大臣の承認に該当する事項は、都道府県知事が行うものとする。

○排水施設、送配水施設などの運転手、監督者は整備されているか。	排水施設、送配水施設などの運転手、監督者は整備されているか。 (注)運転管理を委託している場合であっても危機管理の観点からマニュアルは整備する必要がある。	○法第19条第2項(水道施設管理) 水道施設管理者は、以下の事項に關する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 「水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査」 ○昭55排水法第3号(国庫施設)「水道事業等における地震対策について(新設) 大規模地震対策等特別措置法に基づく水道事業に係る地震防災強化計画等の作成について」3(1) 緊急貯水に係る水道施設設備作業規程
④施設の管理状況の記録は、適切に保たれているか。	施設管理日誌、作業日誌等の記録は保たれているか。	○法第5条(施設基準) 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に關して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。 ○法第19条第2項(水道施設管理) 水道施設管理者は、以下の事項に關する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 「水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査」 ○早12県管令第15号(施設基準)第1章第11号 規模及び特性に応じて、流量、水圧、水位、水質その他の運転状況を監視し、制御するための必要な設備が設けられていること。
⑤施設図、配管図は適切に整備・保管されているか。	施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。 ○災害に備えて分岐図が保たれているか。	○昭44国水第905号(水道施設の工事監督の熟練並びに施設管理及び水質管理の確保について)2(1) 水道事業者は、水道施設の完工図その他の記録を図り、新設、改良、増設等の場合には、その都度、すみやかに完工図を修正すること等、常に最新の記録を整備しておくこと。 ○昭44国水第906号(国庫施設)「給水装置工事における工業用水通管等との誤接合の防止について」 水道事業者は、水道施設の完工図その他の記録について、必要な情報が明示されたものを整備し、新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、速やかに完工図等を修正すること等、常に最新の記録を整備しておくこと等。 ○平成17「厚生労働省」「生活関連事業施設の安全確保の取組策」3「施設関係図面等の管理を徹底すること」
⑥適切な取水量の管理のもとで取水がなされているか。 ※(参考)平成19年度情報公開資料	(1)取水量は計画水量を超えていないか。	○昭60(水道整備)「水道事業等の認可の手引」2-2-4(取水が確定かどうかの事情を明らかにする事項)(給) ○昭60(国庫施設決定)「阪上・豊平野平地地下防止等対策要綱」(給) ○昭60(国庫施設決定)「深川野平地地下防止等対策要綱」(給) ○平3(国庫施設決定)「開成野平地地下防止等対策要綱」(給) ○河川法第33条(取水の占用) 河川を占有し、その河川を占有する者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理の許可を受けなければならない。

○水質について、水利権の許可を得ている。 ○慣行水利権の場合であっても、現状で水利権を取得する必要が生じていない。 ○水利許可書に基づき取水量の報告を行っているが、	○特定用途ダム法第3条（特定用途のための取水占用の制限） 多目的ダムによる取水の許可若しくは取水を特定用途に供する者は、河川法第22条の規定による取水の占用の許可によつて生ずる権利（以下「取水占有権」という）を有するほか、ダム使用権を有する者（以下「ダム使用権者」という）でなければならぬ。
⑦給排水施設の管理状況及び更新計画はあるか。 給排水について、市設給水管の設置などによる給排水配管、利用者に對する積極活動に努めているが、	○昭和45年水法119号（県長通知）「排水対策の強化について」 (2) 水質の改善 管の素材あるいは管材からの鉄、亜鉛、銅、炭酸カルシウム等の多量に溶出あるいは析出すること、およびそのおそれがあるとき、pHが酸性に傾斜等を指し示して、アルカリ剤の添加（pH調整剤）等によって、水の腐食性の軽減を図ること。（略） (3) 管の材質の選定と計画的な布設 赤水の発生している管の大部分は、内面塗装のはく離した鉄管ならびに鋼管である。（略）また、数回の赤水等の原因となっている管については耐食性のある樹脂管に取替えることが効果的であるので、その緊急度に応じて、計画的に布設替えを行うこと。 ○平成元年度水法177号（県長通知）「給水管等に係る衛生対策について」 3 pHの改善 水道水のpHが低いほど給管からの溶出を促進することから、pHが低い水道にあつては、pHの改善に努めること。 4 応付活動の強化 給水出問題となるのは開栓初期の水であり、またその他の衛生面からも、開栓初期の水を飲用以外の用途に用いることが望ましく、その旨広報活動を行うこと。 ○平13年度水法第57号（県長通知）「給水管等に係る衛生対策について」 1 給管の布設替えと酸性及びpH調整の実施に努めること。 2 水道利用者に對し水道水中の鉛に於ける情報の提供を行うこと。 ○平15年度水法第101001号（県長通知）「水質基準に関する条例の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理の強化の取組等について」第46条 給水管等に係る衛生対策の推進については、引き続き、給管の新設替え、pH値の調整、応付活動の実施等の一層の強化・推進に努め、給の水質基準の確保に万全を期せたい。 ○平17年度水法第107001号（県長通知）「地味水道ビジョンの作成について 地味水道ビジョンの序言引き」3.5.(3)③ 給排水の更新促進するなどの施策について、給排水を5年後に半減し、その後である限り半減することを目標として、目標を設定する。 ○平17年度水法第107001号（県長通知）「地味水道ビジョンの作成について 地味水道ビジョンの序言引き」3.6.(2) - 給排水管理施設計画の策定と実施 - 給排水管理施設の適切な対策について ○平成19年度水法第1221001号（県長通知）「給排水の適切な対策について」 (4) 近年の給水施策に関するものとして、給排水の布設替えが図られており、鉛に対する法的な対策としては給排水の布設替えが必要であることから、平成16年5月に地事が策定した「水道ビジョン」では、達成すべき施策目標のひとつとして、給排水の地域長5年後に半減し、できるだけ早期にゼロにするという目標を掲げ、取り組みの推進を促すこととなった。 また、これに照して、平成18年5月に実施した「給排水に関するアンケート調査（第1期）」水道部管内において給排水の布設替えが図られており、給排水の布設替えが図られているなど、水道部管内において給排水の布設替え計画を策定していないものが半減以上を占めるなど、給排水の布設替えの目標全体の目標達成に依拠して課題が浮いて

ることが明らかとなった。

ついでには、如何に係る水質基準確保のために、以下の内容が重要と考えられる（略）

- 1) 給排水水管使用者等への広報活動
 - (1) 給排水水管を使用している住宅を特定できている場合は、当該水道使用者（所有者）に対し、早期に布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開始初期の水は飲用禁止など）に周知すること（個別に周知されないこと）を、個別の周知は一度飲用禁止だけでなく、定期的に行われることが望ましい。
 - (2) 給排水水管を使用している住宅を特定できない住宅等においては、給水台帳等の保有情報を活用することにより特定に努められたいこと。
- 2) 給排水水管の布設替え計画の策定と布設替えの促進
 - (1) 布設替え計画の策定
 - (3) 次の(2)及び(3)に留意の上、布設替え計画を策定し、計画的に給排水水管の布設替えを進められたいこと。
 - (2) 配水管分岐部～水道メーターまでの布設替え
 - 配水管分岐部から水道メーター（水道メーターをむき出し）までは、水道施設と直接接続していること、公道で工事をするところ、布設替えにより漏水を解消し有収率の向上が期待できることから、水道事業者自ら積極的に布設替えに取り込むよう願う。
 - また、配水管の布設替えと合わせて給排水水管の布設替えを実施する例があるが、配水管既設予定が完了していない段階においても、給排水水管の解消が遅れることがないよう努められたい。
 - なお、公道下部分の布設替えにあつては、配置計画の活用も検討されたい。
 - (3) 水道メーター～給水栓までの布設替え
 - 水道メーター下流部～給水栓は、早期に布設替えするよう給排水の所有者の意図向上を図るとともに、可能な場合には、水道事業者が助成制度や融資制度を設けるなど、所有者による布設替えを促進する支援策が講じられたいこと。
 - なお、水道事業者が、(2)で配管した水道メーター下部分の布設替えに積極的に取り組むことは、給水施設の所有者を負担軽減につながり、メーター下流部の布設替え実施の契機となるものと思われ。
 - 3) 給排水基準の確保
 - 給排水水管の布設替えが完了するまでの間においては、以下の(1)から(3)等により、給排水基準の確保に万全を期されたい。
 - (1) 給水の濁り対策
 - 給排水水管が数多く煩瑣している場合等には、pH調整の実施について検討すること。
 - (2) 給水の処理
 - 給排水水管を使用している給水栓における給水の処理に努めること（例えば、定期水質調査の取組場所におけることや給排水主管に備える水質調査の実施等）。
 - 水質調査により給水の濁りなどが把握されている給水栓については、水道事業者が実施する配水管分岐部から水道メーターまでの布設替えを優先的に実施する、使用者に布設替えを勧告しける等の対応を講じ、水質基準の確保に万全を期されたいこと。（参考）第7、3 給排水水管布設促進策実施検討委員会報告書（日本水道協会）

	○労働安全中規模工事等年度で9.54以上、大規模工事等年度で9.84以上の目標値を設定し、計画的に漏水防止に努めているか。 ○地区別第2課「水道技術管理課」水道技術管理課長。以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 ① 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 ○平成13年度省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」 - 一般事項 (4)漏水のおそれがないように必要な水密性を有する構造であること。 - 貯水施設 (5)漏水を防止するために必要な措置が講じられていること。 附則 ① この省令は平成12年4月1日から施行する。 ② この省令の施行の期日に設置されている水道施設であって、第1条第2号から第12号まで、(第1)第3号(第1号から第6号まで)の規定の基準に適合しないものについては、その施設の老朽化の進捗の度に応じて、これらの規定を適用しない。 ○第191号水災70年(課長通知)「水道の漏水防止対策の強化について」1 (1) 各事業体は、漏水防止対策に関する年次計画を策定し、これに基づいて漏水防止対策を実施すること。 (2) 現状の配水率に対する有効水量の比率(有効率)が90%未満の事業体においては、早急に50%に達するよう漏水防止対策を進めること。また、現状の有効率が90%以上の事業体においては、更に高有効率の目標値を設定し、今後とも計画的な漏水防止に努めること。なお、この場合、95%程度の目標値を設定することとするものとする。 ○平成2年度水災282号(課長通知)「水道用水の有効利用の推進について」1(1) 昭和51年4月1日付付託年度水災70年(課長通知)「水道の漏水防止対策の強化について」において、各事業体は漏水防止対策に関する年次計画を策定し、これに基づいて漏水防止対策を実施するよう指示を行っているところであるが、本計画を未策定の漏水防止対策事業とは違やかに計画の策定をすることにより実質的な漏水防止対策の実施に努めなければならないこと。 ○平成17年度水災1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について」地域水道ビジョンの予引き3.5.(4)(D) 計画的な施設更新等による有効率の向上について、現在給水人口10万人以上の大規模事業においては80%以上、現在給水人口10万人未満の小規模事業においては95%以上とすることを目指し、計画期間内における適切な目標を設定する。	
③工業用水道管等との接続防止を図っているか。	(1)水道管以外の地下埋設物の状況を把握しているか。 ○指定給水施設工事事業等に対して情報提供を行っているか。 ○第44号水災959号(課長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」2(1) (附則)に、地下埋設物が確認している地区においては、他種地下埋設物の状況が把握できるような取組をとること。 ○第44号水災126001号(課長通知)「給水施設工事における工業用水道管等の接続防止について」1 (附則)か。地下埋設物が確認している地区においては、他種地下埋設物の状況が把握できるよう十分に配慮すること。	
	(2)工業用又は農業用などの水道管以外のものが布設されている地区における給水管理工事においては、接続防止の措置をとっているか。 ○配水管を接続する等のすべての工程において、指定給水施設工事事業者に対して工業用又は農業用の接続防止の措置を講ずるよう指示を行っていること。 ○第14号(供給調整)第1項 「配水管理課長は、給水施設工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。」 指定第25条の8(事業の基準) 指定給水施設工事事業者は、厚生労働省令で定める給水施設工事の事業の運営に関する基準にない。適正な給水施設工事の事業の運営に努めなければならない。 ○配水規程第36条(事業の運営の基準) 2 配水管理課長は、給水施設工事の工事及び給水施設の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を行うこと。 (附則) 2 水道事業者は、供給区域において前項に掲げる工事を実施するときは、あらかじめ	

	ているか。 ○損傷の防止対策（工事完了後給水栓における損傷現象を把握し、管理設備の指示テープの貼付等を行っているか。 ○工事しゅん工後に工事検査を行っているか。	当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を進捗させること。 ○水道施設点検法（法第14条関係）給水設備（配管）（例） 第5条 給水設備を新設、改修、修繕（水道法第16条の2第3項の厚生令で定める給水設備の性能を要する。）又は廃止しようとする者は市（町村）長の定めるところにより、あらかじめ市（町村）長に申し込み、その承認を受けなければならない。 第7条第2項（略）指定給水設備工事事業者が給水設備工事を行う場合は、あらかじめ市（町村）長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市（町村）長の工事検査を受けなければならない。 ○水道施設点検法（法第14条関係） 第5条 配水管の点検結果から水メーターまでの工事を実施する場合にはあらかじめ水道事業者の承認を受けた工法、工期等の工事上の条件に適合するよう施行しなければならない。これは、配水管の管径に応じた工法の指定、漏洩等の災害防止や漏水等の緊急工事の円滑化、効率化の観点からの工事材料及び工法の指定、断水防止等の観点からの工期の指定、水道事業者の職員の立ち回り下での工事の進捗等の条件をいうものである。 ○昭和35年55号（国水通達）「道路法施行令及び道路施設施行規則の一部改正に伴う水道管の布設について」 1 名称等の明示 （略）その名称、管理管、建設の年を明示すること。明示の方法は、（略） 2 工事の実施方法 工事の実施方法としては、該事業者が工事を実施することになると考えられるので、水道事業者等の責任ある監督のもとに、該事業者の工事が必要に行われるよう指導すること。特に地下施工等その他の市街地で行われる大規模な工事については見廻り又は立会等を経て、工事施工中の監督を徹底して行うよう要すること。 3 経過措置 改正令の施行の期限に地下に埋設されている水道管に関しては、その管理管が原則により露出させた場合に限り、その露出させた部分について運用するものとされているが、水道事業者等以外の者で原則により露出させた場合にも名称等を明示すること。（略） ○平成14年水第1206001号（国水通達）「給水設備工事における工業用水道管等の接続の防止について」 工業用水道管等が埋設されている地区における給水設備工事の設計及び施工にあたっては、埋設管の構造に特に注意を払うとともに、工事完了後給水栓に付する設置検査の量を確認するなど、接続合がなからず確認するための適切な措置を講ずること。
⑩水道施設の計画的な更新（耐震化含む）及び資金確保（アセットマネジメント）への取組は行っているか。 ⑪-1 必要情報の整備	ア、建設改良費に関する基礎データを整備・管理できているか。 （注）事前検査書記入内容に加え、平引き記入様式1の更新年度別に各施設の全データが適切に記入できているか否かで判断	【アセットマネジメント関係平引き（⑩共通）】 ○「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する平引き～中長期展望に立った水道施設の更新と資金確保～」（平成21年7月 厚生労働省健康局水道課） 【関係水道法（⑩共通）】 ○法第5条（建設標準） 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に列して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に關して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。 ○法第15条第2項（水道技術管理） 水道技術管理等は、以下の事項に関する事項に従事し、及びこれらの事項に従事する者の職員の監督を受けなければならない。 1 水道施設が第5条の規定による建設標準に適合しているかどうかの検査 ○水道施設点検法（法第14条関係） 水道事業者の所管事項は、水道の管理についての技術上の業務である。（略）

	エ、有利固定資産の年別別資産額に関する基礎データを整備・管理できているか。 （注）事前検査書記入内容に加え、平引き記入様式4に全データが適切に記入できているか否かで判断	
⑪-2 水道施設の点検、診断及び評価（ミクロマネジメントの実施） （運転管理・点検調査） （点検診断・健全度評価・更新計画）	（1）水道施設の運転管理・点検調査データを適切に整備し、分析できているか。 （2）構造物及び設備の健全度が適切に評価されているか。また、健全度に応じて適切な更新計画	【運転管理・点検調査関係資料・報告書・技術書等】 ○水道技術管理規程第206号（平成18年7月 社団法人日本水道協会） 【点検診断関係資料・報告書・技術書等】 ○水道施設点検診断の平引き（平成17年4月 厚生労働省健康局水道課） ○水道施設更新計画（平成17年5月 社団法人日本水道協会）

イ、構造物及び設備に関する基礎データを整備・管理できているか。 （注）事前検査書記入内容に加え、平引き記入様式1及び様式2に各施設の全データが適切に記入できているか否かで判断 ウ、管路に関する基礎データを整備・管理できているか。 （注）事前検査書記入内容に加え、平引き記入様式2に各施設の全データが適切に記入できているか否かで判断	第1号の「水道施設が第5条の規定による建設標準に適合しているかどうかの検査」が所管事務の一つとされているのは、法第5条の建設標準は水道の市街に当たって適用されるのみでなく、その後に設置するものも適用されるべき基準であることから、該所管の管理業務の一つとして水道技術管理業者がその適用を決定するものである。 水道技術管理業者の職務は、これらの検査、破壊診断、衛生上の措置及び給水の停止そのものを内容とするものであり、検査の結果必要とされる改善等の措置までは含まれないが、検査の結果改善の措置が必要なものについては所管の措置が講じられるようにしなければならないことはいふまでもない。 ○水道施設の技術的基準を定める省令（平成29年令第15号） 第1条（一般事項） （4）災害その他非常の場合に断水その他の給水への影響ができるだけ少なくなるように配慮されたものであるとともに、適やかに復旧できるように配慮されたものであること。 （5）地形、地質その他の自然的条件を勘案して、自重、積載荷重、水圧、土圧、揚圧力、浮力、地震力、積雪荷重、水圧、温度荷重等の予想される荷重に対して安全な構造であること。 （7）施設の重要度に応じて、地震力に対して次に掲げる条件を備えるものであるとともに、地震により生ずる液状化、側方変動等によって生ずる影響に配慮されたものであること。 イ 次に掲げる施設については、レベルー地震動（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。以下同じ。）に対して、当該施設の健全な構造を損なわず、かつ、レベルー地震動（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。以下同じ。）に対して、生ずる損傷が軽微であつて、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこと。 （1）取水施設、貯水施設、取水施設、浄水施設及び送水施設 （2）配水施設のうち、破壊した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高いもの （3）配水施設のうち、（2）の施設以外の施設であつて、次に掲げるもの （イ）配水管（配水管のうち、給水管の分岐のないものをいう。以下同じ。） （ii）配水管に接続するポンプ等 （iii）配水管に接続する配水池等（配水池及び配水のために容量を調節する設備をいう。以下同じ。） （iv）配水管を有しない水道における最大容量を有する配水池等 ロ 次に掲げる施設以外の施設は、レベルー地震動に対して、生ずる損傷が軽微であつて、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこと。 （3）漏水のおそれがないように必要な水密性を有する構造であること。 3 貯水施設 （2）地震及び振動による破壊に対して安全な構造であること。 7 配水施設 （7）災害その他非常の場合に断水その他の給水への影響ができるだけ少なくなるように必要な措置が講じられていること。 （1）配水池等は、次に掲げる条件を備えること。 イ 管轄の支庁を跨越することができ容量を有し、必要に応じて、災害その他非常の場合の給水の安定性を勘案した容量であること。 附則 1 この省令は平成29年4月1日から施行する。 2 この省令の施行の期限に設置されている水道施設であつて、第1条第2号から第12号までの、（略）第3条第1項第1号から第4号まで、（略）第7条（略）第7号、第11号（略）に規定する基準に適合しないものについては、その施設の最大規模の改造の時までは、これらの規定を適用しない。
---	--

図を決定しているか。 ア、現在の経年劣化（老朽化）状況に関する業務評価（PI）の値を把握しているか。 イ、構造物及び設備に関する基礎データを整備・管理できているか。 （注）事前検査書記入内容に加え、平引き記入10に全データが適切に記入できているか否かで判断 ウ、構造物及び設備に関する基礎データを整備・管理できているか。 （注）平引き記入様式10の「運転診断等による健全度評価」欄の記入内容で判断	エ、健全でない（老朽化している）設備及び構造物の更新計画が（確定・公認ベースで）適切に策定されているか。 （注）平引き記入様式10の「更新計画」欄の記入内容及び最新の性能更新計画図を参照 （3）管路の健全度に応じて適切な更新計画を策定しているか。 ア、市況等状況及び現在の管路の状況に関する業務評価（PI）を把握
--	--

しているか。

イ、老朽管(経年管)の更新計画が(確定・公表ベース)で適切に策定されているか。
(注)手引き記入様式2-2及び最新の施設整備・更新事業計画書で判断

◆石綿セメント管

◆老朽管(経年管)全般

【管線更新関係通知等】
○石綿管等防漏対策 第1条
2 事業者は、石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、当該製品を計画的に石綿を含有しない製品に代替するよう努めなければならない。
○平成20年度水質22号(課長通知)「水道用水の有効利用の推進について」1(2)
各水道事業者は老朽管の更新を積極的に実施されたいこと。特に、「石綿セメント管の更新については「水道用石綿管診断マニュアル(財団法人水道技術センター発行)」を参考とし、計画的な更新に努められたいこと。
○平成20年度水質14号(課長通知)「配水管路の維持管理等について」2
老朽化した配水管については、老朽度を把握した上で、計画的な布設替えを行うこと。(略)
○平成18年度水質1109001号(課長通知)「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について」
(略)
水道用水供給事業者の漏水施設(配管)破壊事故により、広範囲かつ長時間の断水が発生したことに鑑み(略)貴事業の基幹施設(導水管、送水管、配水管等)について次の内容を適切に実施されたい。
(略)
3、上記の実施にあたっては、別紙フロー図に基づき現状分析を行い、維持管理及び事故対応に係る水準に応じた対応策を講ずること。

【重点的な耐震化計画】

(5)管路の耐震化対策が適切に策定されているか。

ア、現在の耐震化状況に照する業務指針(P1)を把握しているか。
(注)手引き記入様式11と併せて確認

イ、重要管路の箇所数、耐震化対応に関する箇所数、耐震化計画策定箇所数を把握しているか。
(注)手引き記入様式11に加え、手引き記入様式12-1-1-2-4に全データが適切に記入できているか否かで判断

ウ、耐震化対応できていない重要管路の耐震化計画が(確定・公表ベ

イ、耐震性能が特に低い石綿セメント管については、順次耐用年数に達しつつあること、経年劣化に伴い漏水事故の発生も多められることから、基幹管路(導水管、送水管及び配水管等)をいう。以下同じ。)として布設されているものを中心にできるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への取替を進めるとともに、今後速くとも概ね10年以内に取替を完了するよう努める。さらに、基幹管路として布設されている配水管及び埋込ビニル管(IS配管)についても、老朽化の進行度を踏まえつつ、遅滞なく適切な耐震性能を有する管種、継手への取替を進める。
ウ、災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高いものとして地域防災計画等へ位置付けられている施設へ配水する管路については、優先的に耐震化を進める。その際、災害においても給水を確保するため、基幹管路に接続しない管路についても、より高い耐震性能を有する管種、継手を採用することが望ましい。
(3)各水道においてそれぞれ最も優先して耐震化を図るべき水道施設については、平成25年度を目途に耐震化を完了できるよう、耐震化計画の中で事業の実施計画を明らかにし、確実な実施に努められたい。
(4)水道事業者等がそれぞれの水道の状況に応じて計画的に耐震化施策を推進する上で活用できるよう、「水道の耐震化計画等策定指針」(厚生労働省健康局水道課ホームページに掲載：<http://www.mhlw.go.jp/topics/kokyo/kenkou/tuidu/nourui/suidouhou/index.html>)を取りまとめているので、参考にされたい。同指針は、従前の「水道の耐震化計画策定指針(案)」の公表から10年以上が経過し、その間の地震等災害での水道施設の被害を踏まえ、内容の充実を図ったものである。
(5)既設管路の耐震性能の評価や布設する管種の管種、継手の選定に当たっては、「管路の耐震化に関する検討会報告書」(厚生労働省健康局水道課ホームページに掲載：<http://www.mhlw.go.jp/topics/kokyo/kenkou/tuidu/nourui/suidouhou/index.html>)において、代表的な管種、継手について、過去の地震における被害データ等をもとに耐震化への適合性の整理を行っている。参考とされたい。また、各水道事業者等において地震発生・断層の有無を的確に把握するなど地震条件について十分検討した上で判断されたい。
2. 水道の利用者に対する情報の提供
水道施設の耐震化のために必要な投資を行っていく上で、水道の利用者の理解を得ることが不可欠であることから、水道事業者等は水道の利用者に対し、水道施設の耐震性能や耐震化に関する取り組みの状況、断水発生時の応急給水体制などについて定期的に情報を提供できるよう努められたい。

【耐震化関係指針・報告書・技術書等】
○平成18年度管路の耐震化に関する検討会報告書(平成18年3月 管路の耐震化に関する検討会)

○平成19年度水道施設の耐震化に関する検討会報告書(平成19年3月 水道施設の耐震化に関する検討会)

○水道の耐震化計画等策定指針(平成20年4月 厚生労働省健康局水道課)

○水道の耐震化計画等策定指針の解説(平成20年10月 財団法人水道技術センター)

(耐震診断・耐震性評価等・耐震化計画)

(4)構造物及び設備の耐震化対策が適切に策定されているか。

ア、現在の耐震化状況に照する業務指針(P1)を把握しているか。

イ、構造物及び設備の箇所数、耐震化対応に関する箇所数、耐震化計画策定箇所数を把握しているか。
(注)手引き記入様式10に加え、手引き記入様式10に全データが適切に記入できているか否かで判断

ウ、構造物及び設備について、耐震診断等により耐震性能評価を実施しているか。

(注)手引き記入様式10の(附)表5新等による耐震性評価(表)の記入内容で判断

エ、耐震化対応できていない設備及び設備の耐震化計画が(確定・公表ベース)で適切に策定されているか。
(注)手引き記入様式10の(附)表5新等による耐震性評価(表)の記入内容で判断

一スで適切に策定されているか。
(注)手引き記入様式12-1-1-2-4の記入内容及び最新の耐震化計画書(確定・公表ベース)で判断

【重点的な耐震化計画】

※-3 中長期更新事業・財政収支見通しの検討(マクロマネジメントの実施)

(中長期更新事業見直し)

(1)中長期的な視点に立った更新事業見直しの検討ができているか。
(注)手引き記入様式5-1-5-2、6-1、6-2、7-1、7-2、8-1、8-2、13-1、13-2、14-1、14-2の記入内容で判断

【耐震化関係通知等】
○平成23年度水質2号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)厚生労働省防災計画」第1編第5章第2節第1の2
水道事業者等は、水道耐震化計画策定指針(案)を参考に、各地域の特性を踏まえて、具体的な目標を定めて、計画的に耐震化を進めるよう努める。

○平成19年度水質「基幹管路等及び基幹施設に属する水道施設の耐震化等について」
別添のとおり厚生労働省関係各部署課長通知で、(略)災害時における基幹管路等及び基幹施設等への給水を確保するため、下記について留意の上、一層の取り組みをお願いいたします。
1. 基幹管路等の重要給水施設に属する管路等について、優先的に耐震化を図ることが求められることから、引き続き重要給水施設に属する水道施設の耐震化の促進に努めること。(略)

○平成18年度水質0822001号(課長通知)「災害時の人工透析提供体制の確保について」
災害時の人工透析提供体制の確保については、慢性腎不全の患者は2、3日に1回人工透析を実施することが必要維持に不可欠であるため、災害時においても、人工透析を継続することがきわめて重要であり、(略)今後とも災害時に適切に人工透析を提供することができるようすることが重要であること、このたび、災害時の人工透析提供体制の確保について定められる政経を、下記のとおり定められたので、参考の上、災害時の人工透析の確保体制に留意がないよう、平時よりマニュアルの策定等、一層の取組をお願いするとともに、貴管下市町村及び関係機関に周知方お願いする。(略)

2. 水・医薬品等及び医療機関の確保
水道関係は、平時においては、近所医療機関の耐震化に努めるとともに、水道事業者等と連携し当該施設に属する水道施設の耐震化の促進に努める。また、水の供給が絶たれた場合の対応について、自己水道や自費給水設備の確保状況の把握、他の地方自治体との連携調整の体面など事項に対策を講じておくことが望ましい。(略)
被災時には、災害発生時には、(注)日本透析協会等と連携しながら近所医療機関の状況を把握し、断水等により水の供給がなため人工透析を実施できない恐れのある医療機関に対しては、市町村、水道事業者等と連携し給水車による応急給水を実施する。(略)

○平成20年度水質0408002号(課長通知)「水道施設の耐震化の計画の実施について」
(略)既に設置されている水道施設等についても適切な耐震性を備えるよう計画的に整備することが望ましいことから、下記事項についての取り組み方、よろしくお願いいたします。

1. 既に設置されている水道施設の耐震化
(1) (略)既存施設についても、地震が発生した場合に被害の発生を抑制し、影響を小さくすることが重要であることから、できるだけ速やかにこれらの規定に適合させることが望ましい。他方、既存施設の耐震化は、水道水の供給に支障を及ぼさない対策を講じて実施

する必要がある。工期が長期に及ぶものも多い。このため、水道事業者等においては、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めるよう努められたい。

(2) 既存施設の耐震化にあたっては、以下に示す事項を踏まえつつ、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に実施されたい。

ア、破壊した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い水道施設や破壊した場合に影響範囲が大きく応急給水で対応できないような水道施設については、優先的に耐震化を図る。

—123—

4. 衛生管理		
【健康診断】		
①定期的健康診断の実施状況は適切か。	【1】定期健康診断は、おおむね8箇月ごとに、病状体がいずれにせつとされる感染症の患者（病状体の患者を含む）の有病に関して実施されているか。 ^(参考)他の法令に基づいて行われた健康診断の実施頻度が同一の施設等の内容をもって健康診断が実施されたものとみなす。 ○法第19条第2項（水道法所管業者） 水道供給管理者は、以下の事項に関する専任に従事し、及びこれらの専任に従事する他の職員を監督しなければならない。 ⑤ 第21条第1項の規定による健康診断 ○法第21条第1項（健康診断） 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。 ○法第31条（薬用） 施設等規則第23条第4項（給）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。（給） ○施行規則第15条第1項（健康診断） 定期の健康診断は、おおむね8箇月ごとに、病状体がいずれにせつとされる感染症の患者（病状体の患者を含む）の有病に関して、行うものとする。 ○施行規則第16条第4項（健康診断）	

- 35 -

- 36 -

のを防止するのに必要な措置が講じられていること。また、施設の構内においては、便所、洗濯物・食料類・汚水・汚水溜等の施設は、汚水は漏れない構造とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿を用いる構内及び畜舎並に畜糞がなされないこと。

⑤給水栓における遊技設備等遊楽遊具は、基準値以下とならないよう管理されていること。

(1)給水栓における水が、遊技設備等遊楽遊具の1mg/l(結合型遊具の場合は0.4mg/l)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われていること。

⑥遊技設備等の値が高く、汚染微生物の放出されることではないこと。

⑦現在、管末で遊技設備等遊具の1mg/lを保持しているが、将来下るおそれはないこと。

⑧地理的に遊楽遊具の値が高いこと、対策の検討がなされていないこと。

⑨法第22条(衛生上の措置)
水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、汚染その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

⑩施行規則第15条第1号「水道施設の技術的基準を定める省令」
取水場、貯水場、導水きき、浄水場、配水施設及びポンプせいは、かきま掛け、さくを設ける等、みだりに人畜が施設に立ち入つて水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

⑪施行規則第52条(準用)
第15条から第17条の4までの規定は、水道利用供給事業について準用する。(附)
平成12年省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」
1 一般事項
(1)取水の施設おそれないよう、必要に応じて、噴風とし、又はさくを設置の他必要な措置が講じられていること。

附則
1 この省令は平成12年4月1日から施行する。
2 この省令の施行の期日に設置されている水道施設であつて、第1条第2号から第12号までの(省)に規定する基準に達しないものについては、その施設の大規模の改造の時までは、これらの規定を適用しない。

⑫平成12年省令第15号(水道施設)「水道事業に関する省令の制定及び水道施設施行規則の一部改正並びに水道水質管理における暫定基準について」第15条
1 水道事業者、水道利用供給事業者及び専用水道の設置者は、取水場、貯水場、導水きき、浄水場、配水施設及びポンプせいの周辺は、常に充分な清掃を勤行し、汚濁等によつて水が汚染されないよう留意するとともに、当該施設には緩衝設備、貯留設備を設置する等のほかに汚染防止のため一般の注意を地誌するに必要な構、立、立、立等をするものとする。

2 約塊の施設の構内においては、便所、洗濯物・食料類及び汚水溜等の施設は、汚水の漏れがない構造とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿を用いる構内及び畜舎並に畜糞の放し飼養をせはならないこと。

⑬第17条(遊楽遊具)「遊楽遊具に関する基本方針について」
(附)については、それぞれの国民健康計画又は国民健康事業計画で定めるところにより、汚染その他衛生上の措置、従事状況に応じた流水停止等、放し飼養等事において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じられるようお慰しします。

⑭平成19年第2号(水道技術管理省令)
水道施設等管理省令(以下「省令」という。)は、以下の事項に関する事項に役事し、及びこれらの事項に役事する他の関係事項を(水道技術管理省令)とする。

⑮法第22条の規定による衛生上の措置
水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、汚染その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

⑯法第22条(衛生上の措置)
水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道利用供給事業について準用する。(附)
平成12年省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」
給水栓における水が、遊技設備等遊楽遊具の1mg/l(結合型遊具の場合は0.4mg/l)以上を保持するように適切に塩素消毒をすること。(附)
施行規則第52条(準用)
(附)第15条から第17条の4までの規定は、水道利用供給事業について準用する。(附)
平成18年水第230号(水道長通知)「水道における衛生上の措置の徹底について」
1 衛生上の措置等による感染病を防止するためには、水道施設等管理省令に規定する衛生上の措置を徹底することが必要であること。また、関係施行規則第15条第1号に規定する水道水質が確実に守られることが重要であるので、その管理が水道事業者への指導を徹底されたい。

	○平15労働省告示第318号「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊樂施設管理方法及び総合整備施設の整備方法」 水道法施行規則第17条第2項の厚生労働大臣定める遊樂施設管理方法及び総合整備施設の整備方法が、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。(第3) ○平15衛生省令第1010001号(「諸長通知」)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第15 (3) 水の清潔は健康によることを基本とすること ○平17事務連絡「国策の保護に関する基本方針について」 (第3)については、その旨の国策保護計画又は国策保護計画で定めるとすることによ、国策その他の国策上の諸事、被害状況に応じた水質汚染等、此方保護事項において水を定量的かつ適切に供給するために必要な措置を講じられるようお願いいたします。
(2) 供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを免れさせるような衛生措置として物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊樂施設管理濃度の0.2mg/l(総合残留塩素の場合は1.5mg/l)以上を確保するように適切に消毒措置が行われているか、	○水道法施行規則第17条第3号(「衛生上必要な措置」) 給水栓における水が、遊樂施設管理濃度の0.1mg/l(総合残留塩素の場合は、0.4mg/l)以上を保持するように消毒措置をすること。ただし、供給する水が病原生物等に著しく汚染されおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを免れさせるような衛生措置として物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊樂施設管理濃度は、0.2mg/l(総合残留塩素の場合は、1.5mg/l)以上とする。 ○水道法施行規則第52条(「費用」) 第15条から第17条の4までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(第3) ○平15衛生省令第1010001号(「諸長通知」)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第15 (5) 次の各号に掲げるときは、遊樂施設管理濃度の0.2mg/l(総合残留塩素の場合は1.5mg/l)以上とすること。 イ 水質汚損、給水区域及びその配管等において化学的汚染が顕在しているとき。 ロ 全区域にわたるような広範囲の断水給水を実施するとき。 ハ 洪水等で水質が著しく悪化したとき。 ニ 浄水施設に異常があったとき。 ヒ 配水主管の必要以上の工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき。 ヘ その給水に欠陥があると認められるとき。
⑥ 消毒が継続的に適正な場所で行われているか。 【現場にて確認】	○第3条第5号(「施設基準」) 第15条の規定するもののほか、水道施設に關して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。 ○第3条第6号第2項(「水道技術管理官」) 水道技術管理官は、以下の事項に関する事項に従事し、及びこれらの事項に従事する他の職員を監督しなければならない。 イ 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 ○平12厚生省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」 5 浄水施設 (5) 消毒設備は、次に掲げる要件を備えること。 ① 消毒剤の供給量を調節するための設備が設けられていること。 ② 消毒剤の注入設備は、予備設備が設けられていること。 ③ 消毒剤を定率定速して供給するために必要な措置が講じられていること。 ホ 酸化性薬を使用する場合にあっては、酸化性薬が混入したときに当該酸化性薬を中和するために必要な措置が講じられていること。

○平15第3条第10(1001号)（諸長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水運施設施行規則の一部改正並びに水運水質管理における留意事項について」第1(5) ○法第43条第1項第5号については、水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第5号の規定によるほか、消毒が中断しないよう、常に監視を行うこと。	○法第5条（施設基準） 4 第3項に規定するもののほか、水道施設に關して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。 ○法第12条第2項（水道技術管理官） 水道技術管理官は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が関係する施設基準に適合しているかどうかの検査 ○平12第5号令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」第5条第1項第5号 消毒設備は、次に掲げる要件を備へること。 イ 消毒の効果を高めるために必要となる、水が消毒剤に接触する構造であること。 ○平15第3条第10(1001号)（諸長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水運施設施行規則の一部改正並びに水運水質管理における留意事項について」第1(5)(5) 消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が充分水に混合するように行うこと。
(2) 消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が充分水に混合するように行われているか。	○法第5条（施設基準） 4 第3項に規定するもののほか、水道施設に關して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。 ○法第12条第2項（水道技術管理官） 水道技術管理官は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が関係する施設基準に適合しているかどうかの検査 ○平12第5号令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」第5条第1項第5号 消毒設備は、次に掲げる要件を備へること。 イ 消毒の効果を高めるために必要となる、水が消毒剤に接触する構造であること。 ○平15第3条第10(1001号)（諸長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水運施設施行規則の一部改正並びに水運水質管理における留意事項について」第1(5)(5) 消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が充分水に混合するように行うこと。

① 定期の水質検査は法定の回数行っているか。また、検査項目は適正か。	(1) 毎日の水質検査は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。 ○土日夜祭日も行っているか。 ○汚濁の監視効果に関する検査だけでなく、色及び濁りの検査も行っているか。	○法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 4 次条第1項の規定による水質検査 ○法第20条第1項（水質検査） 水道事業者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。 ○法第31条（準用） （第）第19条から第22条まで（第）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。（第） ○施行規則第15条（定期及び臨時の水質検査） 1 法第20条第1項の規定により行う定期的水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。 イ 次に掲げる検査を行うこと。 イ 1日1回以上行う色及び濁り並びに臭味の監視効果に関する検査 4 第1条第1号イの規定のうち色及び濁りに関する検査は、同条ロの規定により色度及び濁度に關する検査を行った日においては、行うことを要しない。 ○施行規則第52条（準用） （第）第15条（第）の規定は、水道用水供給事業について準用する。（第）
	(2) 基準項目の水質検査の回数は法定の回数 以上実施されているか。また、検査項目は 適切か。	○法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 4 次条第1項の規定による水質検査 ○法第20条第1項（水質検査） 水道事業者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。 ○法第31条（準用） （第）第19条から第22条まで（第）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。（第） ○施行規則第15条（定期及び臨時の水質検査） 1 法第20条第1項の規定により行う定期的水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。（別表参照） ○施行規則第52条（準用） （第）第15条（第）の規定は、水道用水供給事業について準用する。（第）
	○基準項目の数に規定されている回数（毎月1回以上・3月に1回以上）の検査を行っているか。（検査回数の減を除く）	水道により供給される水は、次の表の上段に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、所定の下段に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。 ○第15条第4項第1号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水の品質に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」 水質基準に関する省令の規定により検査が行われるべきものである。次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ該箇各号に掲げるとおりとする。（第）
	○検査項目の項目について検査を行っているか。（検査の省略を除く）	○第15条第4項第1号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水の品質に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」 水質基準に関する省令の規定により検査が行われるべきものである。次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ該箇各号に掲げるとおりとする。（第）
(3) 検査回数を減らしている検査項目がある場合、減らすことが許されるか。		○法第19条第2項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。
		○第15条第4項第1号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水の品質に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」 水質基準に関する省令の規定により検査が行われるべきものである。次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ該箇各号に掲げるとおりとする。（第）
		○第15条第4項第1号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水の品質に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」 水質基準に関する省令の規定により検査が行われるべきものである。次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ該箇各号に掲げるとおりとする。（第）
		○第15条第4項第1号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水の品質に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」 水質基準に関する省令の規定により検査が行われるべきものである。次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ該箇各号に掲げるとおりとする。（第）
		○第15条第4項第1号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水の品質に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」 水質基準に関する省令の規定により検査が行われるべきものである。次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ該箇各号に掲げるとおりとする。（第）
		○第15条第4項第1号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水の品質に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」 水質基準に関する省令の規定により検査が行われるべきものである。次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ該箇各号に掲げるとおりとする。（第）
		○第15条第4項第1号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水の品質に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」 水質基準に関する省令の規定により検査が行われるべきものである。次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ該箇各号に掲げるとおりとする。（第）
		○第15条第4項第1号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水の品質に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」 水質基準に関する省令の規定により検査が行われるべきものである。次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ該箇各号に掲げるとおりとする。（第）
		○第15条第4項第1号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水の品質に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」 水質基準に関する省令の規定により検査が行われるべきものである。次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ該箇各号に掲げるとおりとする。（第）
		○第15条第4項第1号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水の品質に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」 水質基準に関する省令の規定により検査が行われるべきものである。次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ該箇各号に掲げるとおりとする。（第）
		○第15条第4項第1号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水の品質に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」 水質基準に関する省令の規定により検査が行われるべきものである。次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ該箇各号に掲げるとおりとする。（第）
		○第15条第4項第1号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水の品質に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」 水質基準に関する省令の規定により検査が行われるべきものである。次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ該箇各号に掲げるとおりとする。（第）
		○第15条第4項第1号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水の品質に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」 水質基準に関する省令の規定により検査が行われるべきものである。次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ該箇各号に掲げるとおりとする。（第）
		○第15条第4項第1号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水の品質に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」 水質基準に関する省令の規定により検査が行われるべきものである。次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ該箇各号に掲げるとおりとする。（第）
		○第15条第4項第1号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水の品質に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」 水質基準に関する省令の規定により検査が行われるべきものである。次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ該箇各号に掲げるとおりとする。（第）